

◆◇◆境港市市民活動補償のご案内◆◇◆

境港市市民活動補償とは

市民のみなさんが、安心して地域活動やボランティア活動に参加できるよう、活動に参加する方を対象に、活動中の事故に対して一定の水準の補償を行うものです。**事前の登録が必要です。**

万が一事故が起きてしまった場合には、事故の状況等を書面で報告いただき、事故が市民活動補償の要件を満たしているかについて、市と保険会社が審査を行います。

☆対象となる活動

- ◎ 自主的に構成されたグループや自治会が行っている公益性のある活動
- ◎ 無報酬の活動（交通費など実費の支給は除きます。）
- ◎ 継続的又は計画的に実施されている活動
- ※ 補償適用範囲に準備活動は含まれます。
- ※ 活動場所と自宅の往復経路中の事故についても対象となる場合があります。

☆対象となる者

市民活動を行う団体、市民活動の指導者・スタッフおよび参加者（観覧者・応援者は除く）

☆対象となる活動例

市民活動の区分	具 体 例
社会奉仕活動	観光支援活動、災害ボランティア活動（緊急時での活動を除く）、園芸福祉活動 等
社会福祉活動	社会福祉施設援護活動（建物の修理、植栽の手入れ、清掃、慰問、習い事指導等）、子育て支援活動 等
社会参加活動	自治会活動、防犯活動、防火・防災活動、清掃活動（道路・河川・公園・排水溝・その他公共施設の清掃）、草刈、祭礼、回覧 等
社会教育活動	文化活動（講演会、音楽会、絵画教室 等） 青少年健全育成活動（非行防止、防犯パトロール、子ども会活動 等）
社会体育活動	レクリエーション活動（ソフトボール、バドミントン、卓球、テニス、バレーボール 等）、民謡おどり、ダンス 等

☆補償内容

■賠償責任補償（免責額 5,000 円）

身体賠償	1人	6,000万円
	1事故	3億円
財物賠償	1事故	100万円
受託者賠償	1事故	100万円

■傷害補償

死 亡	200万円
後遺障害	6～200万円
入院補償	3,000円/日
通院補償	2,000円/日

※ 熱中症、O-157、細菌性食中毒及びウイルス性食中毒による事故にも対応可

※ 新型コロナウイルスによるものには対応しておりません。

☆ 登録手続き

- ◎ 総合政策課（市役所本庁舎2階）にある「市民活動団体等登録届」に必要事項を記入の上、提出してください。電話での登録は受け付けません。
- ◎ 補償は「市民活動団体等登録届」の内容に基づいて行われます。
内容に変更や追加事項が生じた場合は、再登録の手続きが必要です。
- ◎ 事前登録がない場合は、要件を満たしていたとしても、補償の対象となりません。

☆ 万が一、事故が発生した時の手続き

- ◎ 事故が発生した場合は、事故発生の時間、場所、状況、事故を証明できる人の氏名・連絡先（対物賠償事故の場合は現場の写真など事故の内容）を記録してください。
※ 損害賠償において、当事者間で示談を行う場合は、必ず事前に相談してください。
当事者間の勝手な示談については対象としません。
- ◎ 事故後、団体の責任者は、速やかに総合政策課へ事故の内容を連絡してください。
- ◎ 連絡後、所定の事故報告書などを提出していただき、事故内容が補償制度の要件を満たしているか等審査します。（できるだけ事故発生日を含めて30日以内に書類を提出してください。）
- ◎ 補償の対象となった事故について、訴訟・示談など賠償責任が法的に確定した日、また、全ての治療が完了した日を含め、30日以内に補償金の請求手続きを市が加入する損害保険会社に対し行ってください。書類確認後、補償金が支払われます。

- ◎ 市が別に加入する保険が適用する場合は、

別の保険を優先し、この補償制度は適用しません。

- ※ 市は、市民活動補償のほか、全国市長会が運営する「市民総合賠償補償保険」および（社）全国公民館連合会が運営する「公民館総合補償制度」にも加入しています。
（補償内容は同じではありません。）

- ◎ 審査の結果として、補償が適用されない場合もあります。

【市民活動補償の登録、問合せ 及び 事故発生時の連絡先】

総合政策課

（Tel 47-1023）